

県立高等学校授業料・ 高等学校等就学支援金について

県立高等学校に在学する生徒は、授業料を納入する必要があります。
ただし、保護者等の所得が基準（所得制限）未満の世帯には、就学支援金（授業料相当額の支援）制度があります。
就学支援金は、生徒が支払うべき授業料に充てられ、実質無償となります。

所得制限

令和6年度の

「(市町村民税の)課税標準額(※)×6%-(市町村民税の)調整控除の額の合計額」が
304,200円未満の世帯

304,200円は、保護者(父・母等)の合算により判断します。

※今回は、令和7年4月から令和7年6月までの支援金の申請となります。生徒が早生まれ（H20.1.2～4.1生まれの生徒が該当）の場合は、課税標準額から33万円控除されます。

- ①所得制限（304,200円）未満の場合
- ②所得制限未満かどうか分からない場合
- ③所得制限（304,200円）以上の場合



全員から申請手続きをしていただきます。

オンライン申請（原則）

スマートフォンやパソコンで手続きができます。

※詳しくは別添「申請者向け利用マニュアル」をご覧ください。

※オンライン申請が難しい場合は事務室へお問合わせください。

所得制限以上の場合、授業料を負担していただきます。
年額 11万 8,800円(月額 9,900円)

《授業料の口座振替》

・4～6月分→6月17日（3ヶ月分）・7～9月分→9月17日（3ヶ月分）・10月分以降→毎月17日（3月は10日）
17日が土日祝日に当たる場合は、翌営業日に口座振替されます。

※所得制限以上になった場合でも、今後の国の制度改正等により授業料を負担いただかない可能性があります。

●就学支援金の申請について意志確認のため、別紙「高等学校就学支援金申請確認書」を次の期日まで提出してください。

提出期限 4月 日()入学式当日 ※厳守

【留意事項】

- 今回の申請は4～6月の授業料についてのものです。7月から翌年6月分の授業料にかかる就学支援金については、7月に再度手続きが必要です。（6月頃ご案内します。）
- 申請手続きがされない場合は、授業料を負担していただくことになります。
本申請手続きがされない場合は、今後、国において授業料無償化の制度が新設された場合であっても制度の対象外となる可能性があります。

授業料・就学支援金制度に関するQ&A

Q 入学以降の手続きはどうなりますか？

入学時には、この案内に添付された方法（オンライン申請または紙申請）で、4月～6月分の就学支援金について申請をしていただきます。なお、就学支援金は授業料に充てられることから、生徒や保護者あて直接現金等で支給されるものではありません。

就学支援金の可否は、学校を経由して6月上旬に通知をする予定です。支給対象外となった方に対しては、授業料の納付について併せてご案内をします。

7月～翌年6月分の就学支援金の申請手続きについては、6月頃にご案内します。

2年次以降は、年1回（6～7月頃）申請手続きについてご案内します。

Q 就学支援金の支給対象外となりましたが、ずっと支給されないのですか？

入学時に支給対象外であっても、就学支援金の支給を判断するための収入状況の確認を毎年度行うため、その後の収入状況等が支給基準を満たすようになった場合、認定を受けることができます。（1年生は4月と7月の2回）

- ・令和7年4月～令和7年6月分は、令和5年分（1月～12月）の収入に対する税額で判断
- ・令和7年7月～令和8年6月分は、令和6年分（1月～12月）の収入に対する税額で判断

Q 休学する場合の手続きは？

休学期間は授業料は課されませんので、就学支援金も支給されません。休学に関する手続きと併せて、就学支援金の停止にかかる手続きが必要となりますので、忘れずに行ってください。

復学の際は、支給再開の手続きを行うことで、就学支援金も再開されます。

Q 就学支援金の支給対象外となりましたが、家計の都合で授業料の納付が困難です。

保護者の負傷・疾病による療養のため勤務できない場合や、その他自己の責めに帰することのできない理由により離職した場合など、家計急変支援制度の対象となる場合があります。また、急変の程度によっては、授業料の減免等の対象となる場合がありますので、学校の事務室へ相談してください。

Q 家族構成に変化がありました。手続きは必要ですか？

保護者の再婚・離婚・死別などの変更があった場合は、変更があった保護者分の手続きが必要となります。その結果、所得制限以上となった場合は、変更の事由が発生した翌月から就学支援金の支給が停止し、授業料を納めていただきます。所得制限未満となる場合は、事由発生翌月から就学支援金が支給開始となり、授業料を納める必要がなくなります。

変更等があった場合は、忘れずに手続きをお願いします。

高校生等奨学給付金について

○就学支援金とは別に、低所得世帯に対して授業料以外の教育費（教科書費・教材費など）を支援する「高校生等奨学給付金」制度があります。※返済不要

○対象者は、平成26年4月以降に入学した生徒の世帯で、“保護者が秋田県内に居住していること” “保護者の県・市町村民税の所得割額が非課税であること”などが条件となります。

○給付額は家族構成により異なり、昨年度は、①生活保護世帯32,300円 ②第1子の高校生がいる世帯122,100円 ③15歳以上23歳未満の扶養されている兄弟がいる世帯で第2子以降の高校生がいる世帯143,700円です。

○就学支援金とは申請方法が異なります。申請時期（7月頃）に改めてご案内します。